

退職一時金を受給した期間の 取り扱いについて

原資控除した場合の差額的な一時金を受給した場合を除いて、退職一時金とは、生命保険でいえば解約したことで同じですから、将来において当該期間の年金を受け取ることはできません。

ただし、特例として全額退職一時金を受給し、年金加入期間を清算している方でも、公務員として再就職し、清算した期間と再就職した期間を合わせて20年以上となる方は、清算している期間も年金算定期間に含めることとされています。

なお、一時金として清算された期間は、いわば掛金の納められていないカラの期間になっていますから、年金請求時において、この一時金について、次の項に示すように共済組合に返還をしなければならぬこととされています。

退職一時金の返還について

昭和54年12月31日までに退職し、退職一時金を一部だけ受給している方や、清算しているが公務員に再就職し合計20年以上公務員期間を有している方が、その後年金を受ける権利を有することになった場合には、すでに受け取っている退職一時金に利息をあわせた金額を返還していただく必要があります。

利息については、その支給を受けた退職一時金の額にその支給を受けた日の属する翌月から

退職共済年金等を受ける権利を有することとなった日の属する月まで、別表の期間に応じた同表の右欄に掲げる率の複利計算による利子を加えた額を返還していただくこととなります。なお、遺族共済年金の受給権者についても、死亡した方が返還すべきであった金額（既に返還された金額を除きます。）を返還しなければならぬこととされています。

別表 既給一時金を返還する場合の期間及び利子の利率

期 間	利率(%/年)
支給を受けた日の属する月の翌月から平成13年3月までの期間	5.5
平成13年4月から平成17年3月までの期間	4.0
平成17年4月から平成18年3月までの期間	1.6
平成18年4月から平成19年3月までの期間	2.3
平成19年4月から平成20年3月までの期間	2.6
平成20年4月から平成21年3月までの期間	3.0
平成21年4月以降の期間	3.2

返還方法について

退職一時金に利息をあわせた金額の返還方法については、基本的には退職共済年金又は障害共済年金を受ける権利を有することとなった日の属する月の翌月から1年以内に、一括に又は分割して返還していただくこととなります。

ただし、返還すべき金額を退職共済年金又は障害共済年金の支給額から返還することの申し出（同請求書に「一時金返還申出書」欄があります。）を提出することにより、支給する年金額から、その1回に支給される額の2分の1を返還することになる金額に達するまで、順次調整していく方法も選択できます。

昭和61年3月31日までに 発生した年金の取扱いについて

昭和61年3月31日までに発生した、改正前の法律による退職年金等については、前述の一時金の基礎となった期間がある場合には、額の算定上で、一部分をカットして年金を決定していました。このため、昭和61年4月1日以降の取扱いについては、原則として一時金を前述と同様の計算によって利子を加えた形で返還することになりましたが、年金受給中に一部カットされた年金額を受けていたことから、昭和61年3月31日までに年金を受け取った期間に応じて返還すべき金額を通減する制度が定められています。